

ポイント 手続きを正しく選択してから、作成する別表を選択してください。

各連結法人は、手続きを正しく選択してから、作成する別表を選択する必要があります。誤った手続きを選択して作成した未対応別表(法人税)のデータ(xtxファイル)は、e-TAX連結納税では読み込めません。例えば、連結子法人が「連結法人の連結確定申告」の手続きを選択して作成した別表のデータは、連結子法人の[個別帰属等の届出]タブ(メニュー312)では読み込めません。

1. 連結親法人の場合**(1) 確定申告・修正申告の場合**

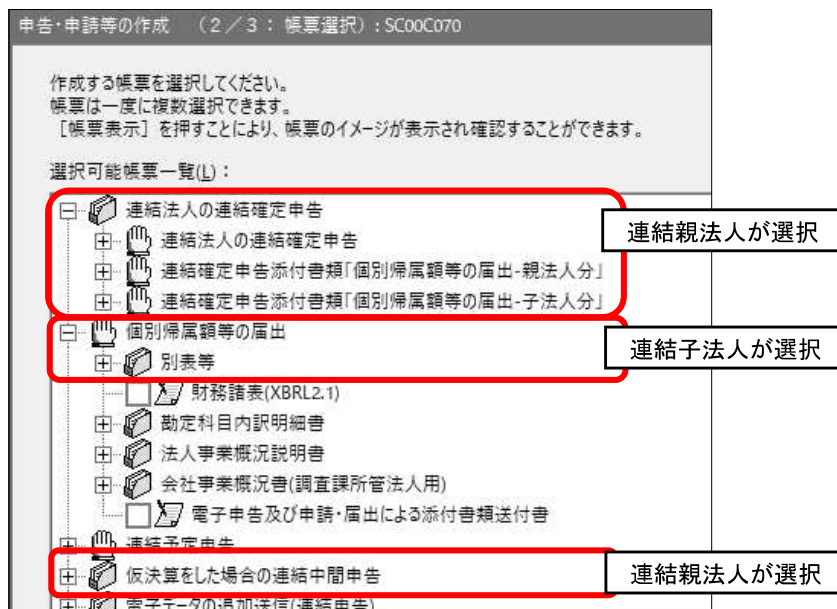
「連結法人の連結確定申告」、『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-親法人分」』、『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-子法人分」』のいずれかの手続から、作成する別表を選択します。

(2) 中間申告(仮決算)の場合

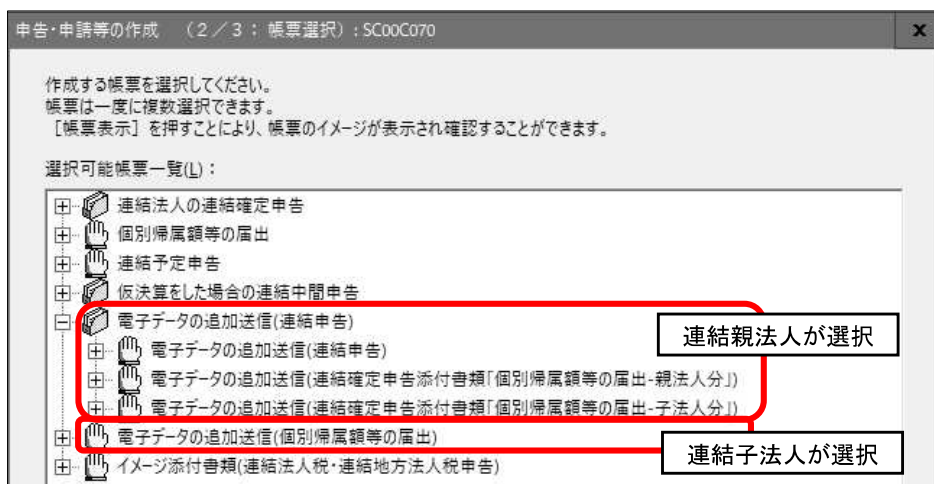
[仮決算をした場合の連結中間申告]から、作成する別表を選択します。

2. 連結子法人の場合**(1) 確定申告・修正申告の場合**

[個別帰属額等の届出]から、作成する別表を選択します。



(注) 追加送信する別表がある場合は、追加送信用の手続きでデータを作成します。



ポイント 連結親法人は、手続きごとにデータを作成します。

連結親法人は、手続きごとに「(4) 申告データの作成」(7頁)の手順を繰り返して、データを作成する必要があります。

1. 連結親法人分のみ未対応別表がある場合

「連結法人の連結確定申告」と『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-親法人分」』のデータを作成します。

2. 連結子法人分のみ未対応別表がある場合

「連結法人の連結確定申告」と『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-子法人分」』(※1、※2)のデータを作成します。

3. 連結親法人分と連結子法人分の未対応別表がある場合

「連結法人の連結確定申告」、『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-親法人分」』、『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-子法人分」』(※1、※2)のデータを作成します。

(※1)「みなし規定」の適用を受けない場合は、『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-子法人分」』のデータ作成は不要です。

(※2)『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-子法人分」』では、連結子法人ごとに、「(4) 申告データの作成」(7頁)の手順を繰り返して、データを作成します。

ポイント 同じ別表でも、手続きごとに申告データを入力する必要があります。

同一法人の未対応別表(法人税)でも、手続きごとに申告データを入力する必要があります。連結親法人分の申告データは、「連結法人の連結確定申告」と『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-親法人分」』で入力する必要があります。

また、「個別帰属額等の届出書の提出先の一元化」の適用を受ける場合(連結親法人が連結子法人の「個別帰属額等の届出」を行う場合)は、連結子法人分の申告データは、連結親法人が「連結法人の連結確定申告」と『連結確定申告添付書類「個別帰属額等の届出-子法人分」』で入力する必要があります。

ポイント e-TAX連結納税とe-Taxソフトとの対応関係

連結親法人が確定申告(修正申告)を行う場合のe-TAX連結納税とe-Taxソフトとの対応関係は、以下のとおりです。

